第三十九条の百十二第十一項中「第四号」を「第六号」に、「第五号」を「第七号」に改め、同項第二号中「額（以下この号」の下に「及び第四号」を加え、同項第五号中「前三号」を「第二号から前号まで」に改め、同号を同項第七号とし、同項第四号中「前二号」を「第二号から前号まで」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号の次に次の二号を加える。

四　国外関連取引に係る棚卸資産の再販売価格から、当該国外関連取引に係る棚卸資産の販売のために要した販売費及び一般管理費の額にイに掲げる金額とロに掲げる金額との合計額のロに掲げる金額に対する割合を乗じて計算した金額を控除した金額をもつて当該国外関連取引の対価の額とする方法

イ　当該国外関連取引に係る事業と同種又は類似の事業を営む法人で事業規模その他の事業の内容が類似するもの（以下この号において「比較対象事業」という。）の当該国外関連取引が行われた日を含む事業年度又はこれに準ずる期間（以下この号において「比較対象事業年度」という。）の当該比較対象事業に係る棚卸資産の販売による営業利益の額の合計額

ロ　当該比較対象事業年度の当該比較対象事業に係る棚卸資産の販売のために要した販売費及び一般管理費の額

五　国外関連取引に係る棚卸資産の売手の購入その他の行為による取得の原価の額に、当該国外関連取引に係る棚卸資産の販売のために要した販売費及び一般管理費の額にイに掲げる金額とロに掲げる金額との合計額のロに掲げる金額に対する割合を乗じて計算した金額を加算した金額をもつて当該国外関連取引の対価の額とする方法

イ　当該国外関連取引に係る事業と同種又は類似の事業を営む法人で事業規模その他の事業の内容が類似するもの（以下この号において「比較対象事業」という。）の当該国外関連取引が行われた日を含む事業年度又はこれに準ずる期間（以下この号において「比較対象事業年度」という。）の当該比較対象事業に係る棚卸資産の販売による営業利益の額の合計額

ロ　当該比較対象事業年度の当該比較対象事業に係る棚卸資産の販売のために要した販売費及び一般管理費の額

第三十九条の百十三の二第一項中「第六十八条の五十七第一項」の下に「、第六十八条の五十七の二第一項」を、「第六十八条の六十三の三第一項及び第四項」の下に「、第六十八条の六十四第一項」を加え、「控除した金額」を「減算した金額（当該金額が零を下回る場合には、零）」に改める。

第三十九条の百十三の三第一項第一号中「第八項及び第十項」を「第九項及び第十一項」に改め、同条第六項中「及び第九項第二号」を「、第八項及び第十項第二号」に改め、同条第七項第一号中「適格合併」を「合併」に改め、同項第二号ロ中「第九項第二号ロ」を「第十項第二号ロ」に改め、同条第十四項を同条第十五項とし、同条第十三項中「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項中「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第八項から第十項までを一項ずつ繰り下げ、同条第七項の次に次の一項を加える。

8　連結子法人を合併法人とする合併（適格合併を除く。）で当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある他の連結子法人を被合併法人とするもの（以下この項において「直前非適格合併」という。）が行われた場合において、当該連結子法人が当該直前非適格合併の日から当該直前非適格合併の日を含む連結親法人事業年度終了の日までの間に法人税法第四条の五第一項又は第二項の規定により同法第四条の二の承認を取り消されたとき（当該連結子法人を被合併法人とする合併（当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を合併法人とするものに限る。）が行われたこと又は当該連結子法人の残余財産が確定したことにより同条の承認を取り消されたときを除く。）における法第六十八条の八十九の三第四項の規定の適用については、当該直前非適格合併の日の前日を含む事業年度において生じた同条第三項第三号に定める金額には、当該他の連結子法人の当該直前非適格合併に係る同項第一号に定める金額を含むものとする。

第三十九条の百十五第一項第一号中「第五十七条の十」を「第五十七条の九」に改める。

第三十九条の百十八第九項ただし書中「、当該益金算入額のうち」を削り、「外国法人税」の下に「（以下この項において「外国法人税」という。）」を加え、「部分の金額」を「益金算入額（当該特定外国子会社等の本店所在地国以外の国又は地域において、当該益金算入額の計算の基礎となつた当該特定外国子会社等の所得に対して課される外国法人税の額がある場合の当該特定外国子会社等の所得に係る益金算入額を除く。）」に改める。

第三十九条の百二十一の見出し中「所得計算」を「連結所得の計算」に改める。

第三十九条の百二十二の二を第三十九条の百二十二の三とし、第三十九条の百二十二の次に次の一条を加える。

（社会保険診療報酬の連結所得の計算の特例）

第三十九条の百二十二の二　法第六十八条の九十九第一項に規定する政令で定める金額は、当該連結親法人である医療法人の営む医業又は歯科医業に係る総収入金額（経常的に生ずるもの以外の収益の額とされるべきものを除く。）とする。

第三十九条の百二十四第一項第二号中「、法第六十八条の八十五第九項において準用する場合を含む。）」を削り、同項第三号中「、法第六十八条の八十四第四項（法第六十八条の八十五第十項において準用する場合を含む。）」を削る。

第三十九条の百二十四の二を第三十九条の百二十四の三とし、第三十九条の百二十四の次に次の一条を加える。

（中小連結法人の事業再生に伴い特定の組合財産に係る債務免除等がある場合の評価損益等の特例）

第三十九条の百二十四の二　法第六十八条の百二の三第一項に規定する政令で定める事実は、同項に規定する中小連結親法人又はその中小連結子法人について法人税法施行令第二十四条の二第一項第三号中「前号」とあるのを「租税特別措置法第六十八条の百二の三第一項（中小連結法人の事業再生に伴い特定の組合財産に係る債務免除等がある場合の評価損益等の特例）に規定する再生債権を有する二以上の同項に規定する金融機関等の当該再生債権が同項に規定する特定投資事業有限責任組合契約に係る組合財産となること並びに前号」と、「債務者」とあるのを「、債務者」と、「金額」とあるのを「金額並びに当該再生債権がその組合財産となる時において当該再生債権の対価として取得する金銭の額及び金銭以外の資産の価額」と、同項第四号中「締結している者」とあるのを「締結している者（当該投資事業有限責任組合契約等が前号の特定投資事業有限責任組合契約に該当する場合における当該特定投資事業有限責任組合契約を締結している者を除く。）」と読み替えた場合における同項に規定する再生計画認可の決定があつたことに準ずる事実とし、法第六十八条の百二の三第一項に規定する政令で定める評定は、当該事実に係る債務処理に関する計画の策定に当たり従うこととされている同令第二十四条の二第一項第一号に規定する準則に定められている同号イに規定する事項に従つて行う同項第二号の資産評定とする。

2　法第六十八条の百二の三第一項の規定の適用がある場合における法人税法施行令第百十三条の二及び第百五十五条の二十二の規定の適用については、同令第百十三条の二第五項第二号中「又は第百十七条各号」とあるのは「若しくは第百十七条各号」と、「掲げる事実」とあるのは「掲げる事実又は租税特別措置法施行令第三十九条の百二十四の二第一項（中小連結法人の事業再生に伴い特定の組合財産に係る債務免除等がある場合の評価損益等の特例）に規定する事実」とする。

3　法第六十八条の百二の三第一項の規定によりみなして適用する法人税法第八十一条の三第一項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合における同法第二十五条第三項、第三十三条第四項及び第五十九条第二項の規定を適用する場合の同法第二十五条第五項、第三十三条第七項及び第五十九条第四項に規定する書類に関し必要な事項は、財務省令で定める。